

## 災害発生時における相互応援協定書

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）、対応可能な範囲内で援助を行うことを確約するため相互応援協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲乙両事業団の協力関係をより緊密にし、実践するために基本的な事項を定め、災害時等における事業団が経営する施設の安定的な運営等を図ることを目的とする。

### （協定項目）

第2条 災害発生に際して被災した事業団（以下、「被災事業団」という。）は、被災しなかった事業団（以下「応援事業団」という。）に対し、次の事項について、応援、協力要請をするものとし、応援事業団は対応可能な範囲内で援助を行うものとする。

- (1) 被災事業団に係る食糧・飲料水などの生活必需物資の供給
- (2) 被災事業団に係る支援職員などの必要な職員の派遣
- (3) 被災事業団の応急復旧などに必要な資機材の提供
- (4) 被災事業団の利用者等が一時的に利用する施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### （対応窓口）

第3条 応援、協力要請を行う場合の窓口は甲と乙の事務局長とする。

### （会議の開催）

第4条 甲と乙は年1回、内容の確認等を行うため協議の場を持つこととする。

### （各事業団施設の状況）

第5条 甲と乙の所有する施設の状況を別紙として定めることとする。

### （支援体制）

第6条 甲と乙は平常時において、災害が発生した場合の自施設で必要とされる支援の検討を行い、相手に協力依頼を行うこととする。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙で協議して決定するものとする。

なお、この協定は、甲又は乙からの書面による締結解除の申し出がなされ、協議の結果、締結が解除されるまでの間効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有し適所に掲示して保管するものとする。

平成31年 2月19日

甲 群馬県前橋市新前橋町13番地12

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

理事長

塚越日出夫

乙 埼玉県比企郡嵐山町大字古里1848番地1

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

理事長

牧光治